

生活交通確保維持改善計画（案）

平成 29 年 6 月 日

鴨川市地域公共交通活性化協議会

生活交通確保維持改善計画の名称

鴨川市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

鴨川市は、千葉県・房総半島南東部、太平洋側に位置し、首都東京都まで約 70 k m、県庁所在地の千葉市まで約 50 k m の距離にある。清澄山系、嶺岡山系及び上総丘陵の山間地及び丘陵地が大部分を占め、平坦地は比較的少なく、これらの山間丘陵地に挟まれるように長狭平野が広がり、市街地は海岸部を走る国道 128 号と J R 外房線・内房線沿いの平野を中心に形成されている。市の面積は 191.14 k m² であり、千葉県全体（5157.65 k m²）の約 3.7% を占める。

本市の公共交通は、J R 外房線と内房線の結節点でもある安房鴨川駅周辺を中心として放射状に形成されており、鉄道（2 路線）が海岸沿いに運行しているほか、東京及び千葉市方面へのアクセス手段である高速バス（3 路線）、近隣市町村との間を結ぶ急行バス（2 路線）に加えて、路線バス（6 路線）、市コミュニティバス（3 路線）が運行され、タクシーについては 4 営業所が立地している。

このうち、特に市コミュニティバスについては、廃止路線代替バス 5 路線の再編により、平成 20 年 11 月に運行を開始しているが、その後においても、利用状況に応じて、運行のルート・便数・ダイヤ等の見直しを適宜実施し、利用者数と運行収入の増加を伴いつつ、運行経費の節減を図ってきたところである。

しかし、平成 17 年 2 月の市町合併から 10 年が経過し、認められていた地方交付税の合併算定替措置が段階的に縮減されるなど、市の厳しい財政状況の中、市コミュニティバスにおいては、急速に進行する少子高齢化への対応及び地域経済のより一層の振興を図るため、路線延伸をはじめ、他公共交通機関との接続を改善するためのダイヤ改正、増便などのサービスの拡充が求められていたことから、平成 27 年 2 月に策定した「鴨川市地域公共交通網形成計画」において、公共交通空白地域の解消や、学校統廃合等により通学・通園の遠距離化が進む小中学校・幼稚園のスクールバスとしての活用、弛緩観光関連施設への公共交通によるアクセス手段の確保などといったサービスレベルの改善策を定めたところである。

本計画は、以上の地域公共交通確保維持事業実施の必要性を受け策定するものであ

り、限られた市財源を有効に活用しつつも、地域住民にとって欠かすことのできない生活路線として位置づけられる、以下に掲げる市コミュニティバスの各ルート及び系統の確保・維持を図り、併せて、当該ルート及び系統のサービスレベルの更なる改善を図るべく実施するものである。

(本計画の対象とするルート及び系統)

鴨川市コミュニティバス

○北ルート	金山ダム⇄内浦山県民の森	3往復 6便／日
	金山ダム⇄鴨川駅西口	1往復 2便／日
○南ルート	曾呂終点⇄鴨川駅前	3往復 6便／日
	曾呂終点⇄鴨川駅西口	1往復 2便／日
	浦の脇⇄鴨川駅前	1往復 2便／日
○清澄ルート	奥清澄⇄天津小湊支所	7往復 14便／日※

※内1便は4月から9月のみの季節運行

2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

鴨川市コミュニティバスの年間利用者数

平成30年度（平成29年10月から平成30年9月）	39,896人
平成31年度（平成30年10月から平成31年9月）	40,769人
平成32年度（平成31年10月から平成32年9月）	41,661人

※鴨川市地域公共交通網形成計画に即して、平成25年度実績値(35,804人)に過去3か年度の平均増減率(2.1879%)を乗じて算出

(2) 事業の効果

市民の生活交通及び観光客の移動手段として、市コミュニティバスの運行が確保・維持されるとともに、急速に進行する少子高齢化への対応として、学校等の統廃合により遠距離化が進む小中学校・幼稚園への通学・通園手段の確保、公共交通空白地域の解消、地域経済のより一層の振興に資するものとして、市内観光関連施設への公共交通によるネットワークの形成が図られる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○公共交通の乗り方教室の実施

公共交通サービスの初回利用に当たっての心理的ハードルを下げ、公共交通機関の継続的な利用を促すため、バスをはじめとする公共交通機関の具体的な利用方法や自分用の公共交通利用モデルの作成等に関する教室を開催する。(市、協議会)

○モビリティ・マネジメントの実施

地域内において、過度に自動車に依存することなく、公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度かつ賢く利用する状態となるよう促すため、主に小中学生及び高齢者を対象として、トラベル・フィードバック・プログラムを実施する。(市、協議会)

○公共交通マップ等の作成及び配布 各公共交通サービス内容の周知を図るとともに、乗り換え等の横断的な利用を促すため、市内において提供される公共交通サービスの内容を網羅的に掲載した「公共交通マップ」を作成し、地域住民、転入者及び希望者に配布している。 今後は、地域住民等からのフィードバックを受け、更なる内容の充実を図る。 また、現行のコミュニティバス運行案内パンフレットについては、継続して更新及び配布を行う。(協議会、市)
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
別添の表1のとおり。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
鴨川市が運行事業者へ運行委託料として、事業に要する経費を支出し、運行事業者は、運行収入及び国庫補助金を鴨川市へ納める。この差額が、鴨川市の実質的な負担額となる。
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
鴨川日東バス株式会社
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域関幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域関幹線系統のみ】
※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。
10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
別添の表5のとおり。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※車両を取得しないので記載せず。
15. 協議会の開催状況と主な議論
平成 28 年度第 1 回会議（平成 28 年 6 月 28 日） ・平成 27 年度事業報告及び決算報告について ・鴨川市コミュニティバスの平成 27 年度運行実績について ・鴨川市コミュニティバスの運行に係る精神障害者割引について ・平成 29 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について 平成 28 年度第 2 回会議（平成 29 年 1 月 25 日） ・鴨川市公共交通の平成 27 年度実績について ・平成 28 年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について ・利用促進事業について 平成 28 年度第 3 回会議（平成 29 年 3 月 24 日） ・公共交通乗り方教室及びモビリティ・マネジメント実施結果について ・地域公共交通確保維持改善事業に関する二次評価について ・鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成 29 年度事業計画（案）について ・鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成 29 年度予算（案）について 平成 29 年度第 1 回会議（平成 29 年 6 月 29 日） ・平成 28 年度事業報告について ・平成 28 年度決算報告について ・鴨川市コミュニティバスの平成 28 年度運行実績について ・平成 30 年度地域内フィーダー系統確保維持計画（案）について ・鴨川市地域公共交通活性化協議会 平成 29 年度事業計画（変更案）について ・業務委託の執行方法等について
16. 利用者等の意見の反映状況
1 アンケート・ヒアリング 地域公共交通調査事業により実施した以下の調査に基づき、ルート・ダイヤ等を設定。

○公共交通に関する市民アンケート調査

- ・平成 26 年 9 月から 10 月にかけて実施
- ・15 歳以上の市民 2,000 人を対象（回収率 47.0%）

○コミュニティバス利用者ヒアリング調査

- ・平成 26 年 9 月に実施
- ・全ての系統について、平日・休日の各 2 日間実施

○市内主要施設利用者ヒアリング調査

- ・平成 26 年 9 月に実施
- ・市内の大型商業施設 2 件、病院 2 件において、平日各 1 日間実施

2 パブリックコメント

鴨川市において、本計画の上位計画である「鴨川市地域公共交通網形成計画（案）」に対するパブリックコメントを実施

- ・平成 27 年 2 月に実施

3 協議会

協議会委員として、公募 1 名を含む利用者代表の市民 3 名が参画し、計画内容等に関する議論を行った。

17. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	千葉県総合企画部交通計画課
関係市区町村	鴨川市（副市長・企画政策課）
交通事業者・交通施設管理者等	鴨川日東バス株式会社 一般社団法人千葉県バス協会 小湊鐵道株式会社 有限会社鴨川タクシー 東日本旅客鐵道株式会社安房鴨川駅 鴨川日東バス株式会社互助会 千葉県安房土木事務所 千葉県鴨川警察署
地方運輸局	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局
その他協議会が必要と認める者	鴨川市福祉作業所 鴨川市校長会 利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 千葉県鴨川市横渚 1 4 5 0 番地

（所 属） 鴨川市企画政策課

（氏 名）

（電 話）

（e-mail）

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

30年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画運 行回数	再編 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
鴨川市	鴨川日東バス(株)	(1) 北ルート	金山ダム	天津駅	鯛の浦	往 27.0 km 復 27.0 km	365日	1,095回 (3.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島	市内の主要乗換地点 である安房鴨川駅、 安房天津駅へ乗り入 れることにより、次の 地域間交通ネット ワーク(補助地域間 幹線系統)と接続す る。 ○市内線(鴨川駅前 ～興津駅) 他	③
	〃	(2) 北ルート	金山ダム	鴨川市役所	鴨川駅西口	往 7.3 km 復 7.3 km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(3) 南ルート	曾呂終点	鴨川駅西口	鴨川駅前	往 27.4 km 復 27.4 km	365日	1,095回 (3.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(4) 南ルート	曾呂終点	畑青年館	鴨川駅西口	往 15.7 km 復 15.7 km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(5) 南ルート	浦の脇	東条病院	鴨川駅前	往 4.0 km 復 4.0 km	365日	365回 (1.0)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③
	〃	(6) 清澄ルート	天津小湊支所	清澄	奥清澄	往 12.8 km 復 12.8 km	365日	2,464回 (7.0 , 6.5)		路線定期運行	①及び②(1) ※半島		③

(注)

- 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
- 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
- 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
- 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
- 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
- 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	鴨川市
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	33,932
交通不便地域	33,932

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
33,932	鴨川市全域	半島振興法
5,942	旧天津小湊町の区域	過疎地域自立促進特別措置法

国庫補助上限額の算定

対 象 人 口	算定式	国庫補助上限額
33,932	$33,932 \text{人} \times 150 \text{円} + 240 \text{万円}$	7,489,000

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域（過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。）、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2. (1)⑭)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3. に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)